

京都府立大学シンボルマーク及びロゴタイプ使用取扱要領

平成31年3月31日制定

(趣 旨)

第1条 京都府立大学（以下「本学」という）シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）及びロゴタイプ（以下「ロゴ」という。）の使用に係る取扱いについては、この要領に定めるところによる。

(シンボルマーク及びロゴの形状等)

第2条 シンボルマーク及びロゴの形状は、別表1のとおりとする。

(著作権等)

第3条 シンボルマーク及びロゴの著作権及び使用権は、京都府公立大学法人に帰属する。

(使用者)

第4条 シンボルマーク又はロゴは、本学のほか、次の各号に掲げる者（以下「使用者」という。）が使用することができる。なお、本要領にいう「本学の教職員」は、京都府公立大学法人教職員就業規則第2条及び京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則第2条に規定する教職員をいう。

- (1) 本学の教職員及び学生
- (2) 本学の教職員及び学生で組織する団体等
- (3) その他学長が適当と認めた個人及び団体

(使用基準)

第5条 シンボルマーク又はロゴの使用は、次の各号に掲げる使用目的のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 本学の理念について学内外の理解を深めることに資すること
- (2) 本学のイメージの向上や存在のアピールに寄与すること
- (3) 本学が行う教育、研究、地域連携又は社会貢献活動等の推進に寄与すること

(使用範囲)

第6条 シンボルマーク又はロゴは、次の各号に掲げるものに使用することができる。この場合において、本学の名誉、品位並びに社会的信頼性の維持及び向上を図るように努めなければならない。

- (1) 本学の行事や活動における看板等の表示物
- (2) 本学の発出する公文書
- (3) 本学が発行する印刷物（大学概要、各種広報誌、報告書、封筒、ポスター等）
- (4) 本学の公式ウェブサイト
- (5) 本学の教職員及び学生が使用する名刺
- (6) 本学教職員及び学生が作成、使用する学会、会議等資料

第1号様式(第7条関係)

- (7) 本学公認の学生団体の活動（ユニフォームを含む。）
- (8) その他学長が必要と認めるもの

(使用手続き)

第7条 シンボルマーク又はロゴを使用しようとする者は、前条第1号から第7号のいずれかに該当する場合を除き、学長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、第4条第1号及び第2号に掲げる者にあつては「京都府立大学シンボルマーク・ロゴタイプ使用許可申請書（学内用）」（第1号様式）によるものとし、同条第3号に掲げる者にあつては、「京都府立大学シンボルマーク・ロゴタイプ使用許可申請書（学外用）」（第2号様式）によるものとする。

(使用許可等)

第8条 学長は、前条により申請を受けたときは、内容を審査し適当と認めた場合には、使用を許可するものとする。ただし、使用目的等が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないことができる。

- (1) 本学の名誉、信用又は品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められる場合
 - (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められる場合
 - (3) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
 - (4) その他学長がシンボルマーク又はロゴの使用が不適當と認めた場合
- 2 学長は、シンボルマーク又はロゴの使用を許可するに当たり、使用期間等必要な条件を付することができるものとする。
 - 3 使用に当たっては、本学は一切の経費を負担しないものとする。
 - 4 学長は、営利を目的とした使用者に対してはシンボルマーク又はロゴの使用の許諾に関する契約（以下「使用許諾契約」という。）を締結するものとする。
 - 5 前項の規定により使用許諾契約を締結した使用者は、使用許諾契約に定める使用料を納付しなければならない。
 - 6 前項に該当する者は、学長に各年度末までに「京都府立大学シンボルマーク・ロゴタイプ使用実績報告書（○年度分）」（第3号様式）により使用実績を報告するとともに、使用が終了したとき、又は使用期間が終了したときは、遅滞なく「京都府立大学シンボルマーク・ロゴタイプ使用結果報告書」（第4号様式）により使用結果を報告しなければならない。

(遵守事項及び禁止事項)

第9条 シンボルマーク又はロゴの使用者は、シンボルマーク又はロゴの品位及び尊厳の保持に努めるとともに、第5条の使用基準及び第6条の使用範囲に基づき使用しなければならない。

- 2 シンボルマーク又はロゴの使用者は、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。
 - (1) シンボルマーク又はロゴの形状の変更（クラブ名等の加筆を含む）
 - (2) シンボルマーク又はロゴを第三者に使用させること
 - (3) 申請時の使用目的の変更
 - (4) その他学長がシンボルマーク又はロゴの使用が不適當と認める行為

第1号様式(第7条関係)

(使用停止又は使用許可の取消)

第10条 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用許可の取消及び使用物件の回収・廃棄等の必要な措置を取り、又は取ることを命じることができる。

- (1) 本要領の内容に反する行為があったとき
- (2) 「京都府立大学シンボルマーク・ロゴタイプ使用許可申請書」(第1号様式又は第2号様式)の内容に虚偽があることが判明したとき
- (3) 申請者又は使用者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(申請者又は使用者が個人である場合にはその者を、申請者又は使用者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 申請者又は使用者(以後、申請者等という。)が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、学長が申請者等に対して当該契約の解除を求め、申請者等がこれに従わなかったとき。

- (4) その他前3号に準ずる事由があったとき。

(許可を受けずに使用したときの措置)

第11条 学長は、この要領に基づく基準によらずシンボルマーク又はロゴを使用している者若しくは使用しようとしている者に対し、その使用の停止を求め、使用物件の回収・廃棄等の必要な措置を取り、又は取ることを命じることができる。

(事務)

第12条 この要領に定めるシンボルマーク及びロゴの使用に関する事務は、事務局企画・地域連携課において処理する。

第1号様式(第7条関係)

(雑 則)

第13条 この要領に定めるもののほか、シンボルマーク及びロゴの取扱いに関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

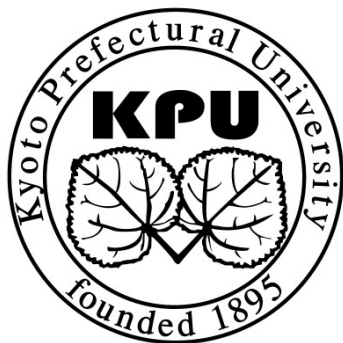
- 1 この要領は、平成31年3月31日から施行する。
- 2 この要領は、令和6年8月1日から施行する。
- 3 本要領施行日以前から使用されているシンボルマーク及びロゴについては、第7条第1項に規定する手続きは要しないものとする。ただし、営利を目的としたものについては除く。

第1号様式(第7条関係)

別表1 (第2条関係)

シンボルマーク及びロゴタイプの形状

図表1 シンボルマーク



	プロセスカラー	R G Bカラー	HTMLカラー
カラー使用時の色の指定	C:88 M:00 Y:53 K:53	R:14 G:120 B:57	#0e7839

印刷又は画面上の表示がカラーによらない場合はこの限りではない。

図表2－1 ロゴタイプ(大学名)

京都府立大学
Kyoto Prefectural University

	フォント	ウェイト	HTMLカラー
京都府立大学	A-OTFフォークPRO	B	#0e7839
Kyoto Prefectural University	Helvetica	Light	#4e775f

年 月 日

京都府立大学シンボルマーク・ロゴタイプ使用許可申請書（学内用）

京都府立大学学長 （ 氏 名 ） 様

（申請者）

所属名

責任者・代表者 職・氏名

指導教員・職・氏名

（学生が申請者の場合）

電話番号 E-mail

下記のとおり京都府立大学の名称及びシンボルマーク・ロゴタイプを使用したいので、許可願います。

なお、使用に際しては「京都府立大学シンボルマーク及びロゴタイプ使用取扱要領」を遵守し、要領に反した使用により本許可が取り消された場合でも異議等の申し立てはいたしません。

記

1 使用目的	
2 使用図案 (寸法等記入)	<別添可>
3 使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
4 営利目的	該 当 ・ 非該当 (いずれかに○) ※ 該当する場合、「京都府立大学シンボルマーク・ロゴタイプに係る商標使用許諾契約」を別途締結します。
5 備 考	

年 月 日

京都府立大学シンボルマーク・ロゴタイプ使用許可申請書（学外用）

京都府公立大学法人京都府立大学
学 長 （ 氏 名 ） 様

（申請者）【法人・個人】

住 所

団体名・所属名

責任者・代表者 職・氏名

電話番号 E-mail

下記のとおり京都府立大学の名称及びシンボルマーク・ロゴタイプを使用したいので、許可願います。

なお、使用に際しては「京都府立大学シンボルマーク及びロゴタイプ使用取扱要領」を遵守し、要領に反した使用により本許可が取り消された場合でも異議等の申し立てはいたしません。

記

1 使用目的	
2 使用図案 (寸法等記入)	<別添可>
3 使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
4 営利目的	該 当 ・ 非該当 (いずれかに○) ※ 該当する場合、「京都府立大学シンボルマーク・ロゴタイプに係る商標使用許諾契約」を別途締結します。
5 備 考	

年 月 日

京都府立大学シンボルマーク・ロゴタイプ使用実績報告書（○年度分）

京都府公立大学法人京都府立大学
学 長 （ 氏 名 ） 様

（許可を受けた者）【法人・個人】

住 所

団体名・所属名

責任者・代表者 職・氏名 ㊤

指導教員・職・氏名 ㊤（学生が申請者の場合）

連絡先（電話・ファックス・E-mail）

（年号）○年度の使用実績を下記のとおり報告します。

記

1 許可年月日	
2 許可番号	
3 使用実績 (寸法等記入)	<別添可>
4 使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
5 営利目的	販売物品等の名称： 販売単価及び個数等： 売上額：
6 備 考	生産、支払い、販売等に関する帳票等 別添のとおり

年 月 日

京都府立大学シンボルマーク・ロゴタイプ使用結果報告書

京都府公立大学法人京都府立大学
学 長 (氏 名) 様

(許可を受けた者)【法人・個人】
住 所
団体名・所属名
責任者・代表者 職・氏名 ㊟
指導教員・職・氏名 ㊟ (学生が申請者の場合)
連絡先 (電話・ファックス・E-mail)

下記のとおり報告します。

記

1 許可年月日	
2 許可番号	
3 使用実績 (寸法等記入)	<別添可>
4 使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
5 営利関係	販売物品等の名称: 販売単価及び個数等: 売上額:
6 備 考	